

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成31年3月22日

長野県公営企業管理者 小林 透

長野県公営企業管理規程第1号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3の感染症防疫等作業手当の項中「のうち」の次に「豚コレラ、」を加える。

附則

この管理規程は、公布の日から施行し、平成31年2月6日から適用する。

経営推進課

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

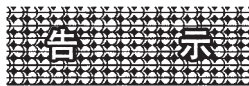
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「公益財団法人長野県体育協会」を「公益財団法人長野県スポーツ協会」に改める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第119号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第3項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターから住所を変更する旨の届出がありました。

平成31年3月22日

長野県知事 阿部 守一

名称	住所		変更年月日
	新	旧	
社会福祉法人デルプス福祉会	松本市寿豊丘642番地1	松本市寿豊丘609番地30	平成31年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第120号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

平成31年3月22日

長野県知事 阿部 守一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病予防のため	佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 臼田地区 望月地区 南佐久郡 南牧村のうち 平沢 野辺山 板橋 海ノ口の うち 野辺山 原 東御市 小県郡 長和町 岡谷市 諏訪郡 富士見町のうち 富士見 落合 伊那市のうち 西箕輪 西春近 駒ヶ根市 上伊那郡 箕輪町のうち 中箕輪 飯島町 南箕輪村のうち 南原 飯田市のうち 飯田 鼎 松尾 下久堅 龍江 竜丘 座光寺 上村 南信濃 下伊那郡 松川町 阿南町 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 豊丘村 木曾郡 木曾町のうち 福島 日義 三岳 王滝村	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛ただし、検査を不要と認めた牛は除く。	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている検査法

<p>松本市のうち 梓川 波田 安曇野市のうち 明科 堀金 三郷 東筑摩郡 山形村 朝日村 筑北村 北安曇郡 松川村 長野市のうち 信州新町地区以外 千曲市 上高井郡 小布施町 高山村 上水内郡 飯綱町 中野市 飯山市 埴科郡 坂城町 下高井郡 木島平村 野沢温泉村 栄村</p>	<p>繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、検査を不要と認めた牛は除く。</p>	<p>王滝村 松本市のうち 梓川 安曇野市のうち 明科 堀金 三郷 長野市のうち 信州新町地区以外 千曲市 埴科郡 坂城町 下高井郡 木島平村 野沢温泉村</p>	<p>県内全域</p>	<p>1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、検査を不要と認めた牛は除く。 2 1以外の牛で、必要と認めるもの</p>	<p>平成31年 4月1日 から 平成32年 3月31日 まで</p>	<p>酵素免疫測定法</p>
<p>佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 白田地区 南佐久郡 南牧村 小県郡 長和町 諏訪郡 富士見町のうち 富士見 落合 伊那市のうち 西箕輪 西春近 駒ヶ根市のうち 赤穂 上伊那郡 飯島町 飯田市のうち 飯田 鼎 松尾 下久堅 龍江 竜丘 座光寺 上村 南信濃 下伊那郡 松川町 平谷村 根羽村 壳木村 天龍村 木曾郡 木曾町のうち 福島 日義</p>	<p>伝達性海綿状脳症発生予防のため</p>	<p>県内全域</p>	<p>月齢若しくは推定月齢が満48月以上で死亡した牛又は死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体 ただし、死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していなかった牛が満96月未満で死亡した場合又は牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）施行規則第4条に該当する場合を除く。</p>	<p>平成31年 4月1日 から 平成32年 3月31日 まで</p>	<p>酵素免疫測定法</p>	

高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	県内全域	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥のいずれか又は合わせて100羽以上(だちょうの場合にあっては、10羽以上)飼養している農場のうち必要と認めるもの	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査(年1回以上実施)
家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢発生予防のため	県内全域	種鶏	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	急速凝集反応法
腐蛆病発生予防のため	県内全域	蜜蜂	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	臨床検査及び細菌検査
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため	県内全域	実施する区域で飼養されている牛(平成30年11月から平成31年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。)のうち、地理的、自然的条件を考慮して選定するもの	平成31年6月1日から平成31年11月30日まで	中和試験
豚コレラの発生予防のため	県内全域	1 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜検査が実施される豚 2 飼養管理状況等を考慮して選定するもの	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	酵素免疫測定法

園芸畜産課

長野県告示第121号

茅野市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成31年3月22日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量(特別史跡「尖石石器時代遺跡」周辺現況図作成委託業務)
- 作業期間
平成31年2月14日から平成31年3月29日まで
- 作業地域
茅野市

建設政策課

長野県告示第122号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成31年3月22日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 航空レーザ 地図情報レベル1000
- 作業期間
平成30年9月28日から平成31年1月31日まで
- 作業地域
長野市、上水内郡信濃町

建設政策課

長野県告示第123号

長野県上田地域振興局長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成31年3月22日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
基準点測量 その他
- 作業期間
平成30年10月1日から平成31年1月27日まで
- 作業地域
上田市

建設政策課

長野県告示第124号

長野県松本建設事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成31年 3月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基準点測量
- 2 作業期間
平成30年9月18日から平成31年1月30日まで
- 3 作業地域
松本市、小県郡青木村、東筑摩郡筑北村

建設政策課

長野県佐久建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年 3月22日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小諸中込線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市根々井字駒場1045番の1地先から 佐久市根々井字駒場1066番の1地先まで	旧	m	km
		7.0~25.0	0.2014
佐久市根々井字駒場1045番の1地先から 佐久市根々井字坂下1171番の3地先まで	新	m	km
		10.2~22.0	0.3695
佐久市根々井字駒場1045番の1地先から 佐久市根々井字坂下1171番の3地先まで	新	m	km
		10.2~22.0	0.3695

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成31年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年 3月22日

長野県上田建設事務所長 荻野 厚

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 143号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市岡1450番の3地先から 上田市岡1370番の5地先まで	旧	m	km
		7.3~16.8	0.2657
同 上	新	m	km
		8.0~16.8	0.2657

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 254号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市東内字梨ノ木3130番の4地先から 上田市東内字柏木4072番の2地先まで	旧	m	km
		7.5~22.0	1.5662
同 上	新	m	km
		7.5~22.0	1.5662
		12.0~27.0	1.6083

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 上室賀坂城停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市上室賀1865番の4地先から 上田市上室賀1859番の1地先まで	旧	m	km
		4.2~6.0	0.1854
同 上	新	m	km
		6.0~12.4	0.1854

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 上田塩川線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市諏訪形1694番の4地先から 上田市諏訪形1670番の3地先まで	旧	m	km
		3.7~16.8	0.2866
同 上	新	m	km
		4.9~29.3	0.2866

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月22日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 1 路線名 小諸中込線
- 2 供用を開始する区間
佐久市根々井字駒場1045番の1地先から
佐久市根々井字坂下1171番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成31年3月22日

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月22日

長野県上田建設事務所長 荻野 厚

- 1 (1) 路線名 143号
- (2) 供用を開始する区間
上田市岡1450番の3地先から
上田市岡1370番の5地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成31年3月22日
- 2 (1) 路線名 長野上田線
- (2) 供用を開始する区間
上田市御所字中満丁232番の12地先から
上田市御所字糠田552番の11地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成31年3月22日
- 3 (1) 路線名 上室賀坂城停車場線
- (2) 供用を開始する区間
上田市上室賀1865番の4地先から
上田市上室賀1859番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成31年3月22日
- 4 (1) 路線名 上田塩川線
- (2) 供用を開始する区間
上田市諏訪形1694番の4地先から
上田市諏訪形1670番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成31年3月22日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成31年4月10日まで、

森林づくり推進課

長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月22日

長野県飯田建設事務所長 坂田 浩一

- 1 路線名 松川インター大鹿線
- 2 供用を開始する区間
上伊那郡中川村大草7281番の100地先から
上伊那郡中川村大草7282番の76地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成31年3月28日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

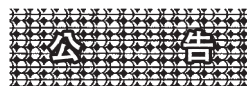
その関係図面は、告示の日から平成31年4月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成31年3月22日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

- 1 路線名 御馬越塩尻停車場線
- 2 供用を開始する区間
東筑摩郡朝日村大字西洗馬字山鳥場1476番の6地先から
東筑摩郡朝日村大字西洗馬字郷尻911番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成31年3月29日

道路管理課



公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次の生産事業者を登録しました。

平成31年3月22日

長野県知事 阿部 守一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1398	宮澤木材産業株式会社 長野市中曾根2188番地5	種穂の採種、精選 幼苗の育成、幼苗以外 の苗木の育成	宮澤木材産業株式会社 長野市中曾根2188番地5
1399	柳澤 直樹 松本市大字三才山916番地1	種穂の採種、精選 幼苗の育成、幼苗以外 の苗木の育成	柳澤 直樹 松本市大字三才山916番地1
1400	矢口 知宏 松本市梓川倭606番地2	種穂の採種、精選 幼苗の育成、幼苗以外 の苗木の育成	野村種苗農園 松本市波田6302番地イ-4